

夫妻ノ間
其ノ権利義務行ハレサレバ
夫妻ノ婚交有名無実ニ属ス

森有礼「妻妾論二」
『明六雑誌』第11号より



歴史の壺

法務史料展示室だより

第30号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

法務図書館の 書棚から

第15回 「天皇ノ名ニ於テ」と刻まれた版木

法務史料展示室には、菊の御紋章の下に「天皇ノ名ニ於テ」という文言が朱で刷られた明治期の判決言渡用紙(『明治24年山形地方裁判所米沢支部刑事判決原本綴』のうち一枚、写真1)と、その印刷のために用いられたと考えられる版木(写真2)が展示されています。これらは、大日本帝国憲法(以下明治憲法)で定められた司法権と、深い関わりを持つものでした。

明治22年(1889)2月11日に発布され、翌明治23年11月29日に施行されることになった明治憲法では、司法については第5章(第57条-第61条)に規定があり、第57条1項に「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」と定められていました。そして、この条文を前提に、明治23年11月15日に司法省総第90号訓令が出されました。この訓令は、民事・刑事の判決言い渡しについて、明治憲法施行後は「天皇ノ名ニ於テ」という文言と菊の御紋章を印刷した朱色の罪紙を用いることを示しており、法務省史料展示室に展示された史料(写真1)は、その実例です。なお、この訓令には、明治憲法の施行日までにその雛形が届かない場合についても記載があり、その際には従来用の紙に「天皇ノ名ニ於テ」の文字を手書きで記入して(菊の御紋章は記す必要はない)判決の言い渡しを行うようにと規定されていました。実際に、各地の控訴院(現在の高等裁判所)・地方裁判所等に残されていた判決原本の中には、朱の筆で「天皇ノ名ニ於テ」と記して判決を言い渡したのも見つけることができます。

明治24年2月26日、司法省総第15号訓令によって、この用紙の使用は廃止されることになりました。その理由ははっきりとはわかっていませんが、被告人当事者に「天皇ノ名ニ於テ」と書いた判決書を渡すのは恐れ多い、という意見が宮内庁から出たという説が有力です。また、控訴することが可能であったり、裁判官が判決を誤る可能性があるにも関わらず、「天皇ノ名ニ於テ」判決を下すことに疑問が示された、という説もあります。ともあれ、この用紙を使用した期間はわずか2カ月程度で、この用紙による判決言い渡しの実例が多く残されているわけではありません。しかし、当時の司法制度を考えて行く上で、貴重な史料であることは間違いないと言えるでしょう。

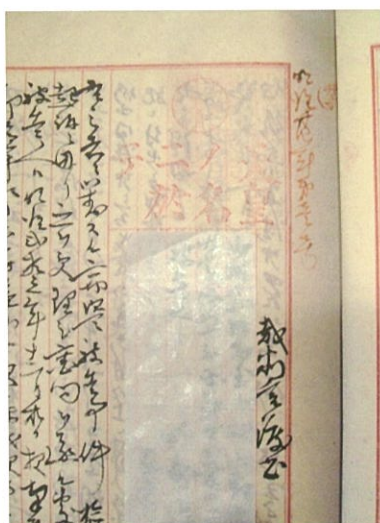


写真1



写真2

*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書の中から毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介しています。

字引を
ひもとく

検挙：ケンキョ

検挙とは、認知された犯罪に対して被疑者を逮捕するなどして捜査手続きをおこなうことを意味する、警察組織のなかで使用される用語です。ただし、現在の用法となったのは近代になってからで、中国律に淵源を持つ新律綱領(明治3年(1870))には、裁判官が自らの論決の間違いを見出して訂正するといった、「官吏が自己の誤りに気が付いて所属長官へ申し出ること」を意味する用語として使用されていました。

史跡探訪

たなかしょうぞうていたく

田中正造邸宅

明治10年(1877)代に入り、日本でも産業の近代化がはじまると、栃木県の足尾銅山^{あしおどうざん}では銅の生産量が急増します。それに伴い、銅山から流れ出る鉱毒が渡良瀬川や利根川を汚染し、流域の農作物などに多大な被害をもたらすようになります。繰り返される鉱毒被害は国会でも取り上げられたほか、政府に被害を訴えようとした農民らが逮捕されて大審院(現在の最高裁判所)まで争われるなど、明治期を代表する社会問題となりました。いわゆる「足尾銅山鉱毒事件」です。

この事件に関わった人物として知られるのが、田中正造^{たなかしょうぞう}です。田中は天保12年(1841)、現在の栃木県佐野市で名主の子として生まれました。明治10年頃から自由民権運動に関わり、栃木県会議員などを経て、明治23年(1890)の第一回総選挙で衆議院議員に当選します。代議士となった田中は政府への質問などを通じて事件の解決を訴えますが、その思いは届かず、のちに

議員を辞職して明治天皇への直訴を試みました。この出来事は世の注目を浴び、政府から一定の対策を引き出すにいたります。しかし解決には程遠く、田中は生涯をかけてこの問題に取り組み続けたのでした。

現在、田中正造が生まれた栃木県佐野市にはその邸宅が残されており、また、佐野市郷土博物館では、多くの資料とともに彼の生涯をたどることができます。



田中正造邸宅



- ① 栃木県佐野市大橋町 2047
JR 両毛線 佐野駅下車徒歩 20分
- ② 栃木県佐野市小中町 975
佐野市郷土博物館から 3km あまり

歴史の壺クイズ

江戸時代、庶民の離婚には原則として夫から妻へ離縁状を交付することが要件とされていました。

「我等勝手二付」という文言は離縁状によく使用された抽象的な離婚理由ですが、この表現は以下のどれを意味しているのでしょうか。

1. 夫の気まぐれによるもの
2. 双方の性格が一致しないため
3. 離婚は夫の都合によるもので妻に責任は無い

前回の答えは
1番!

描かれた法



吉村昭の『敵討』には、二編の復讐譚が収められています。ひとつは弘化3年(1846)の、幕府も認める「公式」の敵討で、父の敵を討った若侍は賞賛されて藩への帰参を許されます。もうひとつの「最後の仇

討」では、江戸の末年に横死した父母の無念を、長じた子が明治の世で晴らしますが、殺人犯として獄に下ります。吉村は天と地ほどの差のあるふたつの結末を、静かな筆致で描き分けています。

慶応4年(1868)5月24日未明、秋月藩中老臼井亘理は自宅で就寝中を襲われ、妻共々惨殺されました。臼井の施政に反対する若い藩士たちの仕業でした。父母の非業の最期を目の当たりにした長男六郎はこの時11才。復讐を誓い文武に励んだ六郎は、やがて父殺害の主犯が一瀬直久という藩士であることを突き止めますが、一瀬は司法省に職を奉じて上京してしまいます。明治9年8月、六郎も伝手を頼って上京し、山岡鉄舟の下で剣を修行しつつ一瀬の行方を求めますが、容易には尋ね当てる事が出来ません。やがて明治13年(1880)12月17日、六郎は京橋の旧藩主黒田家屋敷内で目指す仇、東京上等裁判所判事一瀬直久と出会い、ついに本懐を遂げます。直ちに自訴した六郎に翌年、当時有効であった刑法、改定律例に従い、士族に対する最高刑、終身禁獄が言い渡されました。これより先、明治6年に仇討が禁止されており、世間が孝子の鑑と褒めそやそうとも、明治の法がこれを許すことはありませんでした。

模範囚であった六郎は憲法公布の大赦で10年の禁獄に減刑され、釈放後は周囲の助力もあり、妻帯して商業にいそしみ、大正時代まで生きました。